

【記載例】

別紙様式第一

有線電気通信設備設置届

平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿

届出者 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 例 北海道〇〇市〇〇町〇-〇

氏 名 例) 〇〇テレビ共同受信施設組合
組合長 〇〇 〇〇 印

電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

有線電気通信設備を設置するので、有線電気通信法第3条第1項及び第2項の規定に基づき、
別添の書類を添えて届け出ます。

事 項 書

1 有線電気通信の方式

例) デジタルテレビジョン放送

2 通信事項

第一合同庁舎による地上デジタル放送電波障害対策のための有線テレビジョン放送

3 設備の設置の場所

(1) 機 械 (中継増幅器及び光電変換器を除く)

例) 受信空中線 札幌市北区北8条2丁目1-1 第一合同庁舎屋上
 ヘッドエンド 札幌市北区北8条2丁目1-1 第一合同庁舎屋上

(2) 線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置

例) 別紙線路図に記載のとおり

注 地図又はこれに類するものに記入すること。

(3) 設備と付近の他の施設との関係

ア 電線等との離隔関係 (有線電気通信設備令第5、9、10、11条)

設備		架空電線の支持物	単独柱の架空電線	共架柱の架空電線	屋内電線	地中電線	備考
付近の他の施設	電線		例) 0.3以上 m	例) 0.3以上 m	例) 0.1以上 m		
強電流電線	低圧	例) 0.3以上 m	例) 0.3以上 m	例) 0.3以上 m	m	m	
	高圧	例) 0.6以上 m	例) 1.2以上 m	例) 1.2以上 m			強力電流ケーブル
	特別高圧	()	()	()			
	建造物		例) 0.3以上 m	例) 0.3以上 m			

イ 道路等との関係 (有線電気通信設備令第7の2、8条)

設備	架 空 電 線	備 考
付近の他の施設	道路、鉄道又は軌道、横断歩道橋上の最低の高さ	
道 路	例) 5 以上 m	
鉄道又は軌道	例) 6 以上 m	
横断歩道橋	例) 3 以上 m	
そ の 他		

4 設備の概要

(1) 機 械

ア 交換機

種 類	回線容量	台 数	備 考
	()		

イ 増幅器（中継増幅器を含む）又は光電変換器

種 類	定格出力レベル	台 数	備 考
例) 幹線増幅器 TA-01	- 6 d B m	例) 1	例) ○○○ (株)
例) 分岐増幅器 BA-201	0 d B m	例) 2	例) (株) × × ×
例) 延長増幅器 EA-101	- 4 d B m	例) 3	例) △△△ (株)

端末機器（分岐器・分配器及びタップオフ）

種 類	台 数	備 考
例) 分岐器（4分岐）DC-410 "（2分岐）DC-210 分配器（2分配）D-210	例) 1台 4台 2台 (引込端子の数)	例) 引込端子数：30 受信設備群：3 受信設備数：10 施設の規模：37 (30 - 3 + 10 = 37)
タップオフ（4分岐）T0-410 "（2分岐）T0-210 "（4分配）T-410 "（2分配）T-210	× 2台 = 8 × 4台 = 8 × 2台 = 8 × 3台 = 6 計 30	引込み可能数 集合住宅の数 集合住宅内の世帯数の合計 集合住宅内の世帯数も加えた引込可能な世帯数

ウ 保安装置

種 類	台 数	備 考
例) NH-77 ○○電気 (株)	例) 25 台	

(2) 線 路

ア 線 条

架空、地下、水底の別	線 種	対 数	こう長	延 長	備 考
例) 架 空	7C-HFL		0.5 km	km	
架 空	5C-FL		1.2 km		
計			1.7 km		

イ 電 柱

種 類	数量 (自営柱の本 数を記載)	共架電柱の相手方別数量			備考
		電気通信 事業者	電気 事業者	その他	
木 柱	本	本	本	本	
コンクリート柱		17 本	5 本		
鉄 柱					
その他					
計		17 本	5 本		

(3) 線路の電圧

例) AC 30V

(4) 通信回線の電力

通信回路の種別	周波数の別	電 力	備 考
テレビジョン放送	高周波	0 dBm	

5 工事開始及び設置の予定期日

(1) 工事開始の予定年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(2) 設置の予定年月日

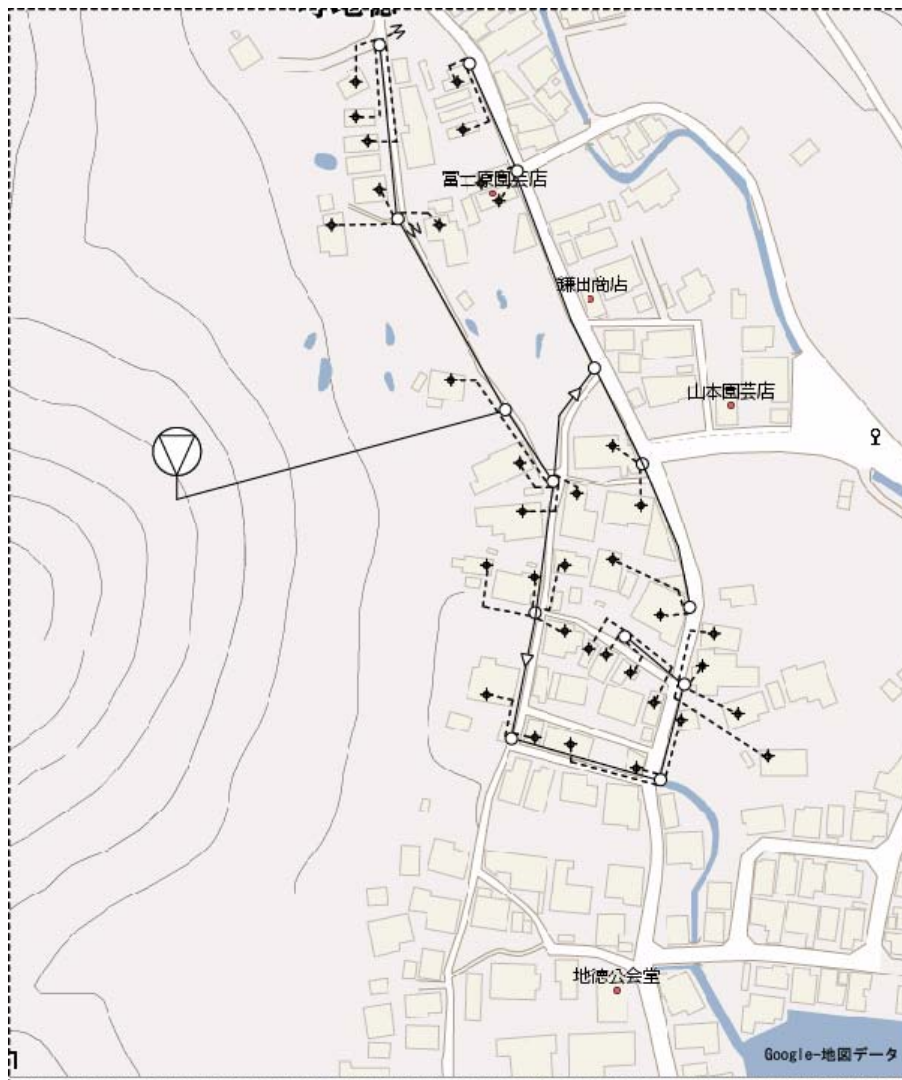
平成〇〇年〇〇月〇〇日

※ 設置済の設備については「(1) 設置日」と記載して設置工事の日を記載する。

6 その他（参考事項）

添付資料

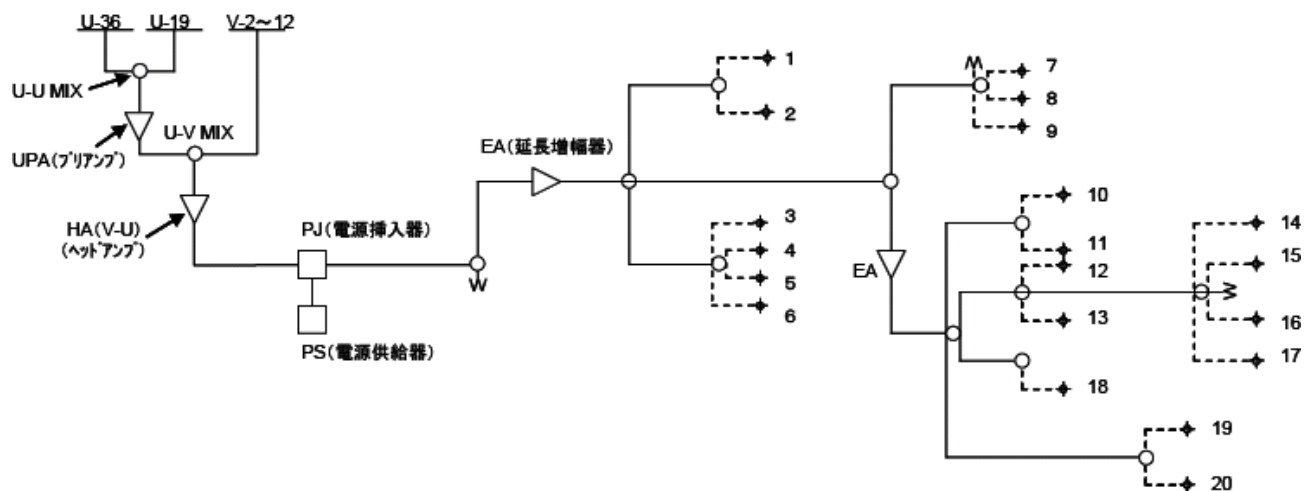
- ・線路図 → 「3 設備の設置の場所」 関連（整備エリアの地図）



・ブロックダイヤグラム

以下の様なシンボル記号を用いたシステム構成図

例)



備考 1 次の表の左欄の設備については、中欄の事項の記載を省略することができる。

設備	省略することができる事項	備考
構内等設備 法第 3 条第 4 項第 3 号（適用除外）に掲げる者が設置するもの 第 6 条第 6 号に掲げる者（電源開発株）が設置するもの 電気事業法の規定に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令第 50 条の規定により設置するもの（自家用電気工作物の用に供するものに限る。）	3（2） 3（3） 4（1）アのうち「回線容量」、「台数」及び「備考」 4（1）イのうち「定格出力レベル」、「台数」及び「備考」 4（1）ウのうち「台数」及び「備考」 4（2）アのうち「対数」、「こう長」、「延長」及び「備考」 4（2）イのうち「数量」、「共架電柱の相手方別数量」及び「備考」 4（3） 4（4）	左欄に掲げる設備であつて、共同設置の設備（共同して設置する設備の部分が端末機器のみのもの又は構内等設備のみのものに限る。）又は他人使用の設備（相互接続の設備を除く。）に限る。
有線放送電話に関する法律第 3 条の規定による許可の申請書が有線放送電話規則の規定するところに従つて提出された有線電気通信設備を用いて有線放送電話業務及び有線ラジオ放送の業務以外の業務を行うもの	左欄の許可の申請書に記載された事項に係るもの	
有線テレビジョン放送法第 3 条第 2 項の規定による許可の申請書が提出された有線電気通信設備を用いて有線テレビジョン放送の業務及び有線ラジオ放送の業務以外の業務を行うもの	左欄の許可の申請書に記載された事項に係るもの	
電気通信役務利用放送法第 3 条第 2 項の規定による登録の申請書が提出された有線電気通信設備を用いて電気通信役務利用放送の業務以外の業務を行うもの	左欄の登録の申請書に記載された事項に係るもの	

2 事項書に記載されている項目がすべて網羅されている場合は、総合通信局長の承認に基づいて、様式の一部を変更することができる。

3 用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とすること。